



第57号 (令和元年5月8日)



編集責任者 事業推進統括部
部長 菅野 恵文

▶ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

▶ 機構公式Twitter

アカウント名 (@Nenkin_Kikou)

はじめに

【目次】

- はじめに
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 年金局からの連絡
- 広報の広場
- 地域の独自情報
- 編集後記

「平成」と「令和」を跨ぐこととなった大型連休でしたが、思い思いの時間を過ごすことはできましたでしょうか。新年度も早1か月が過ぎ、新しい環境と大型連休明けで疲れを感じやすい時期です。皆様方も体調管理には、十分に気を付けてください。

さて本号では、障害状態確認届（診断書）等の手続きの変更点のお知らせのほか、4月20日に執り行われた「市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰」の様子を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

引き続き、市区町村の皆様方との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

障害年金講座

第9回!

障害年金センター

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、

診断書確認時の留意事項

です!

診断書確認時の留意事項(肢体の障害用)

今回は肢体の障害用診断書（様式第120号の3）を確認する場合の留意事項についてお知らせします。

肢体の障害用診断書を使用する主な傷病名

上肢又は下肢の離断（切断）、上肢又は下肢の外傷性運動障害、脳梗塞、脳出血、重症筋無力症、関節リウマチ、脊髄損傷、筋ジストロフィー、変形性股関節症、変形性膝関節症、線維筋痛症 など

※ 言語障害もあるときは、「言語機能の障害用」の診断書も必要になります。

なお、「かけはし」第55号でも掲載しましたが、診断書共通のチェック項目は以下のとおりです。

【チェック項目】

- | | |
|-----|--|
| (1) | 診断書にかかる診断書の作成年月日、医療機関の名称及び所在地、診療担当科名、医師の氏名及び押印の漏れがないこと。 |
| (2) | 診断書に記入されている受診者の氏名、生年月日、性別及び住所が年金請求書に記入されている氏名等と一致していること。 |
| (3) | 診断書の④欄～⑨欄の記載事項（障害の原因となった傷病名、初めて医師の診療を受けた日等）は、記入漏れがないこと。また、診断書の様式は傷病名・障害が現れている部位・状態からみて合致していること。 |
| (4) | 障害の状態（平成 年 月 日現症）欄についてはいつの時点の障害の状態であるか判断する上で重要な事項となるので、記入漏れがないこと。 |
| (5) | 診断書の「現症時の日常生活活動能力及び労働能力」は、障害の程度の認定にあたって重要な意味を持つので、現症時において日常生活がどのような状況であるか、また、どの程度の労働ができるか等の記入がされていること。 |
| (6) | 「予後」は診断時点において断定できない場合であっても、「不詳」等の記入がされていること。 |
| (7) | 診断書の様式が改正された場合は、旧様式を適宜補正するか、又は改正後の診断書を使用すること。
なお、診断書指定様式に記入しないで提出する場合（パソコン等で作成する場合など）は、紛失、混在等を防止するため、診断書は両面印刷で作成してもらうこと。
（やむを得ない事情により、片面印刷（2枚）になる場合は、割り印を押印してもらうか、それぞれに医療機関の名称、所在地、診療科目、医師の自筆の署名、押印をしてもらうこと。なお、割り印は診断書を作成した医師の印で割るか、医療機関名の印で割ること。） |
| (8) | 診断書を訂正した場合は、訂正箇所には必ず作成医師の訂正印が押印されていること。 |

表面

①～⑩欄の記載事項（障害の原因となった傷病名、初めて医師の診療を受けた日等）に記入漏れがないか。

②と③欄の「本人の申立て」に○が付されている場合は、（ ）内にその申立て年月日が記入されているか。
※本人が申し立てしている初診日について、初診時に聞き取ったものか、最近聞いたものかを判断するために必要です。

国民年金 厚生年金保険 診断書 (肢体の障害用)

(フリガナ) 氏名: (股) 住所: 都道府県: 市区町村: 生年月日: 昭和 平成 年 月 日

① 障害の原因となった傷病名: ② 傷病の発生日: 昭和 平成 年 月 日
③ ①のため初めて医師の診療を受けた日: 昭和 平成 年 月 日

④ 傷病の原因又は誘因: 初診年月日 (昭和・平成 年 月 日) ⑤ 既存障害: ⑥ 既往症:

⑦ 傷病が治った (症状が固定して治療の効果が期待できない状態を含む。) かどうか。
傷病が治っている場合 …… 治った日 平成 年 月 日 確認推定
傷病が治っていない場合 …… 症状のよくなる見込 有・無・不明

⑧ 診断書作成医療機関における初診時所見: 初診年月日 (昭和・平成 年 月 日)

⑨ 現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項

脳血管障害等で、初診日から起算して1年6月を経過する前に障害認定日（傷病が治った状態）として請求する場合は治った日が記入されているか。

(平成 年 月 日現症) の欄が記入されているか。
※いつの時点の障害の状態であるか判断するうえで重要な事項となるため、記入漏れがないこと。

上肢・下肢の切断（離断）、変形、脳血管疾患（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、脳血栓症等）による機能障害がある場合は⑪欄と⑫欄が記入されているか。

脊柱の障害の場合は、⑬欄が記入されているか。

障害の状況 (平成 年 月 日現症)

⑩ 切断又は離断・変形・麻痺

右 左 右 左

切断又は離断日 平成 年 月 日 切断 離断 × 変形

創面治ゆ日 平成 年 月 日

⑪ 切断又は離断の場合の神経・運動障害

⑫ 脊髄の障害

⑬ 人工骨頭・人工関節の装着の状態

⑭ 手術日 平成 年 月 日

⑮ 他動可動域

母指 示指 中指 環指 小指

屈曲 伸展 屈曲 伸展 屈曲 伸展 屈曲 伸展 屈曲 伸展

変形性股関節症等により、人工骨頭や人工関節の挿入置換術を行っている場合は、この欄が記入されているか。
※人工骨頭や人工関節の挿入置換術を行っている日が、その施術の原因（要因）となった傷病の初診日から起算して1年6月を経過する前である場合は、挿入置換術日が障害認定日となります。

⑮欄の「手（足）指関節の他動可動域」は、障害が右（左）の場合は健側についても記入されているか。
※健側と対比して認定するため必要です。

裏面

⑩欄の「関節可動域及び筋力」は、障害が右（左）の場合は健側についても記入されているか。
※健側と対比して認定するため必要です。

（平成 年 月 日 現症）の欄が記入されているか。
※いつの時点の障害の状態であるか判断するうえで、重要な事項となるため、記入漏れがないこと。

部位が股関節の場合は、「股関節屈曲値」は、1又は2のいずれの測定によるものが○が付されていること。

股関節屈曲
1 膝太ももど
ちらですか
2 膝関節位

部位	運動の種類	右				左										
		関節可動域 (角度)		筋力		関節可動域 (角度)		筋力								
		強直股位	他動可動域	正常	やや減	半減	著減	消失	強直股位	他動可動域	正常	やや減	半減	著減	消失	
⑩ 関節可動域及び筋力	肩 関節	屈曲														
	肘 関節	屈曲														
	前腕	屈曲														
手 関節	腕	屈曲														
	手	屈曲														
	手	屈曲														
股 関節	屈曲															
	伸															
	内転															
膝 関節	屈曲															
	伸															
	背屈															

⑪ 四肢長及び四肢囲	右				左			
	上肢長	上腕圍	前腕圍	下肢長	大腿圍	下腿圍	上肢長	上腕圍

⑪欄の「四肢長及び四肢囲」は、障害が右（左）の場合は健側についても記入されているか。
※健側と対比して認定するため必要です。

⑫ 日常生活における動作の障害の程度	日常生活における動作		右	左	日常生活における動作		右	左
	補助用具を使用しない状態で判断してください。				補助用具を使用しない状態で判断してください。			
	動作	程度			動作	程度		
a	つまむ (新聞紙が引き抜けない程度)				m	片足で立つ		
b	握る (丸めた新聞紙が引き抜けない程度)				n	座る (正座、横すわり、あぐら、崩)		
c	タオルを絞る (水をきれる程度)	両手						
d	ひもを結ぶ	両手			o	深くおじぎ (最敬礼) をする		
e	さじで食事をする				p	歩く (屋内)		
f	顔を洗う (顔に手のひらをつける)				q	歩く (屋外)		
g	用便の処置をする (スポンの前のところに手をやる)				r	立ち上がる	ア 支持なし イ 支持があればできる エ 支持がなければできない オ やや不自由	
h	用便の処置をする (尻のところに手をやる)				s	階段を上る	ア 支持なし イ 支持があればできる エ 支持がなければできない オ やや不自由	
i	上衣の着脱 (かぶりシャツを着て脱ぐ)	両手			t	階段を下りる	ア 支持なし イ 支持があればできる エ 支持がなければできない オ やや不自由	
j	上衣の着脱 (ワインシャツを着て脱ぐ)	両手						
k	ズボンの着脱 (どのような姿勢でもよい)	両手						
l	紙下を履く (どのような姿勢でもよい)	両手						
平衡機能	1 閉眼での起立・立位保持の状態	ア 可能である。 イ 不安定である。			2 閉眼での直線の10m歩行の状態	ア まっすぐ歩き通す。 イ 多少転倒しそうになったりよろめいたりするがどうか歩き通す。		
					3 自覚症状・他覚所見及び検査所見			

⑫欄の「日常生活における動作の障害の程度」のa~qまでは、「○」、「○△」、「△×」、「×」のいずれかの記号が記入されているか、r~tまでは、A~Eに該当する状態に○が付されているか、補助用具は使用しない状態で記入されているか。

⑬ 補用器具状況	該当する数字を○で囲み、右のA・Iのいずれかの使用状況を選び、()内に記載してください。	使用状況を
1	[] 上肢補装具	2 [] 下肢補装具 (左・右)
3	[] 杖 ()	4 [] 松葉杖 (左・右)
5	[] 車椅子	6 [] 歩行車
7	[] その他 (具体的に)	
		ア 常時 (起床より就寝まで) 使用 イ 常時ではないが使用

補助用具を使用している場合は、その使用状況が⑬欄に記入されているか。

⑭ その他の精神・身体の障害の状態

⑭欄の「その他の精神・身体の障害の状態」に症状の記載がある場合は、必要に応じて診断書の提出を確認する。
(例) 高次機能障害や言語障害を併せて請求する場合など。

⑮ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)

⑯ 予後 (必ず記入してください。)

⑮欄「現症時の日常生活活動能力及び労働能力」は、現症時において日常生活がどのような状況であるのか、また、どの程度の労働ができるのか等が記入されているか。

⑰ 備考

平成 年 月 日

上記のとおり、診断します。

病院又は診療所の名称

所在地

診療担当科名

医師氏名

印

診断書の作成年月日は漏れないか。
診断書の作成年月日 ≥ ⑮欄の現症年月日となっていること。

⑯欄「予後」は、診断時点において断定できない場合であっても、「不詳」等と記入されているか。

遷延性植物状態により初診日から1年6月以内に障害年金の請求があった場合の診断書チェックポイント！

「遷延性植物状態」は、次の①～⑥に該当し、かつ、それが3月以上継続しほぼ固定している状態のことを言います。遷延性植物状態（障害認定日）の起算日は、診断基準の6項目に該当した日になります。

＜遷延性植物状態の診断基準の6項目＞

- ①自力で移動できない
- ②自力で食物を摂取できない
- ③糞尿失禁をみる
- ④目で物を追うが認識できない
- ⑤簡単な命令には応ずることもあるが、それ以上の意思の疎通ができない
- ⑥声は出るが意味のある発語ではない

1

⑨欄に、該当した日（起算日）が記入されているか。

（例1）「平成〇〇年〇〇月〇〇日意識障害を呈して昏睡となる」

（例2）「平成〇〇年〇〇月〇〇日遷延性植物状態の診断基準の6項目に該当した。」など

様式第120号の3

国民年金
厚生年金保険

診 断 書

2

「治った日」が記入されているか。

起算日と治った日は3月以上経過しているか。
（例えば平成30年12月31日から起算して3か月を経過した日は平成31年3月31日となります。）

(フリガナ) 氏名		生年月日	昭和 平成
住所	住所地の郵便番号	都道府県	郡市区
① 障害の原因となった傷病名	② 傷病の発生年月日		③ ①のため初めて医師の診療を受けた日
④ 傷病の原因又は誘因	初診年月日（昭和・平成 年 月 日）	⑤ 既存障害	⑥ 既往症
⑦ 傷病が治った（症状が固定して治療の効果が期待できない状態を含む。）かどうか。	傷病が治っている場合 …… 治った日 平成 年 月 日 確 認 推 定		傷病が治っていない場合 …… 症状のよくなる見込 有 ・ 無 ・ 不明
⑧ 診断書作成医療機関における初診時所見	初診年月日 (昭和・平成 年 月 日)		
⑨ 現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項	診療回数 年間 回 月平均 回		
⑩ (平成 年 月 日計測)	身長	体重	血圧 最高値 mmHg
障 害 の 状 態		(<平成 年 月 日現症>)	
右 左		右 左	
⑪		⑫	

3

⑦欄の「治った日」（障害認定日）以降3月以内であるか。

各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、平成31年4月から令和元年7月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(●…毎年定例の実施分 ●…今回限りの単発実施分 ●…新規の実施分)

平成31年 4月

- 国民年金保険料納付書の送付（4月定時分）
- 国民年金学生納付特例ターンアラウンド申請用紙の送付
→ 詳細は、「かけはし」第55号の10頁～15頁をご確認ください。
- 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除制度の開始
→ 詳細は、「かけはし」第56号の4頁をご確認ください。

令和元年 5月

- 20歳前障害基礎年金の受給権者に対し、所得状況届の原則省略及び診断書提出時期の変更に関するお知らせ（はがき）を送付（5月末）
→ 詳細は、本号8頁～9頁をご確認ください。

令和元年 6月

- 統合通知書（年金振込通知書・年金額改定通知書）の送付

令和元年 7月

- 国民年金保険料納付書の送付（7月定時分・過年度分）

産前産後期間の保険料免除の届書報告書追加に伴う、システム改修へのご理解とご協力をお願いします！ (事業企画部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

平成31年4月より、産前産後免除の届書報告書が追加されました

- 平成31年4月より、産前産後期間の保険料免除の届書報告書の「電子媒体」での提出が可能となっておりますので、届書を追加するためのシステム改修のご検討、ご協力をお願いします。
- 処理結果一覧表の電子媒体化に対応している市区町村におかれましては、産前産後免除の処理結果一覧表を取り込むためのシステム改修のご検討、ご協力をお願いします。

システム改修費用の交付金による補助

- 産前産後免除の届書報告書を電子媒体の対象に追加するためのシステム改修費用及び、産前産後免除の処理結果一覧表を電子媒体で取り込むためのシステム改修費用は、交付金による補助（一部または全部）を予定しています。
- システム改修を予定している場合は、年金局事業管理課交付金係からの「平成31年度国民年金等事務取扱交付金の所要見込額等の調査」をご確認いただき、調査票への回答をお願いいたします。

今後とも、電子媒体化にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。



平成31年3月28日に厚生労働省年金局より障害年金事務の改善に関する「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令等の施行に伴う事務取扱」が発出されました。

それに伴い、障害状態確認届の作成期間の変更、20歳前障害基礎年金の所得審査の方法等が変更となります。

主な変更内容は、以下のとおりです。

1. 障害状態確認届(診断書)、障害給付額改定請求書に添付する診断書の作成期間が1か月以内から3か月以内になります。

障害状態確認届(診断書)の変更点

- 障害状態確認届(診断書)の作成期間が提出期限1か月以内から3か月以内に拡大されます。
- これまで誕生月の前月末頃に送付していた障害状態確認届(診断書)の用紙は、今後誕生月の3か月前の月末に日本年金機構より送付します。
- 提出期限が令和元年8月以降となる方が対象となります。

障害給付額改定請求書の変更点

- これまで、障害給付額改定請求書には、提出する日前1か月以内の障害の状態を記入した診断書を添えることとされていましたが、変更後は提出する日前3か月以内の障害の状態を記入した診断書を添えていただくこととなります。
- 令和元年8月以降の請求分が対象となります。

2. 20歳前障害基礎年金の所得状況届の提出が不要になります。

所得状況届の変更点

- 日本年金機構は、市区町村から所得情報の提供を受けることが可能となるため、所得状況届(ハガキ)は、今後は原則として提出いただく必要がありません。
- 日本年金機構が前年分の所得情報の提供が受けられないときは、これまでどおり所得状況届の提出が必要となりますので、受給者の方へ届出に関する必要な案内を送付します。

3. 20歳前障害基礎年金の障害状態確認届（診断書）の提出期限が変わります。

障害状態確認届（診断書）の変更点

- これまで6月末頃に送付していた障害状態確認届（診断書）の用紙は、今後誕生月の3か月前の月末に日本年金機構より送付します。今後は誕生月の末までに提出していただくことになります。
- 障害状態確認届（診断書）の作成期間が提出期限1か月以内から3か月以内に拡大されます。
- 次回診断書予定年月については前回認定時にご案内していますが、下の表のとおり変更となります。
- **提出期限が令和元年8月以降となる方が対象です。**



【変更後の次回診断書提出予定月】

お客様に既にご案内している 次回診断書提出予定年月	変更後の 次回診断書提出予定年月
平成31年7月	令和元年7月以降の最初の誕生月
平成32年7月	令和2年7月以降の最初の誕生月
平成33年7月	令和3年7月以降の最初の誕生月
平成34年7月	令和4年7月以降の最初の誕生月
平成35年7月	令和5年7月以降の最初の誕生月
平成36年7月	令和6年7月以降の最初の誕生月



介護保険料・国民健康保険料(税)・後期高齢者医療保険料・個人住民税の特別徴収担当課へ、ぜひ回覧くださいますようお願い申し上げます。

公的年金からの介護保険料等の特別徴収における情報交換の留意事項

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

公的年金からの特別徴収は、特別徴収依頼通知処理（年次）と各種異動情報（月次）に基づき行っており、国民健康保険団体連合会、国民健康保険中央会及び地方税電子化協議会（以下、「経由機関」という。）を通じて日本年金機構へ通知をいただいているところです。

その中でも、特別徴収依頼通知処理（年次）の情報交換は、1年間の特別徴収の実施の可否や徴収金額をお知らせいただく大変重要な通知となります。

新年度になり、担当者の方が替われるなど新たに特別徴収事務をご担当される皆様に、公的年金からの特別徴収における留意事項等をご紹介いたしますので、ご留意くださるようお願いいたします。

◆◆過去の年次情報交換において、適正に特別徴収ができなかった事例◆◆

- 事例1** 特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者（コード01-01）として特別徴収依頼通知を作成すべきところを、システム操作の誤り等により、特別徴収非対象（コード01-03）として作成してしまった。
- 事例2** 特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者（コード01-01）として特別徴収依頼通知を作成したが、（委託業者が）経由機関へのデータ送信を漏らしてしまった。
- 事例3** 特別徴収依頼通知を作成する際、日本年金機構から受信したデータを基に作成するが、変更してはいけない氏名、生年月日、住所等を変更して作成してしまった。
- 事例4** 当年（平成31年）に作成した特別徴収依頼通知を送信すべきところ、システム操作の誤り等により、前年（平成30年）に作成した特別徴収依頼通知を送信してしまった。
- 事例5** 介護保険料等の特別徴収依頼金額の設定を行う際、端数を含む金額は各種金額欄「金額1」へ設定すべきところ、各種金額欄「金額2」へ設定してしまった。
- 事例6** 住所地特例対象者（コード01-02）として特別徴収依頼通知を作成すべきところ、特別徴収対象者（コード01-01）として作成してしまった。

 金額や通知コード等の設定誤りもしくはデータ送信漏れにより、日本年金機構において特別徴収依頼情報が収録できなかった場合、その対象者については特別徴収を行うことができなくなり、「**普通徴収**」でご対応いただくこととなります。

そのため、特別徴収依頼通知処理（年次）においては、細心の注意を払い、通知の作成及び送信を行ってくださいますようお願いいたします。

！ご注意ください ≪「死亡」を原因とする資格喪失等通知に関する注意点≫！

特別徴収各種異動情報の資格喪失等の通知について、死亡（コード41-01）を原因とする資格喪失等通知は、公的年金からの特別徴収を停止するとともに、**年金の支払いも停止**しますので、通知の際は、十分ご注意ください。

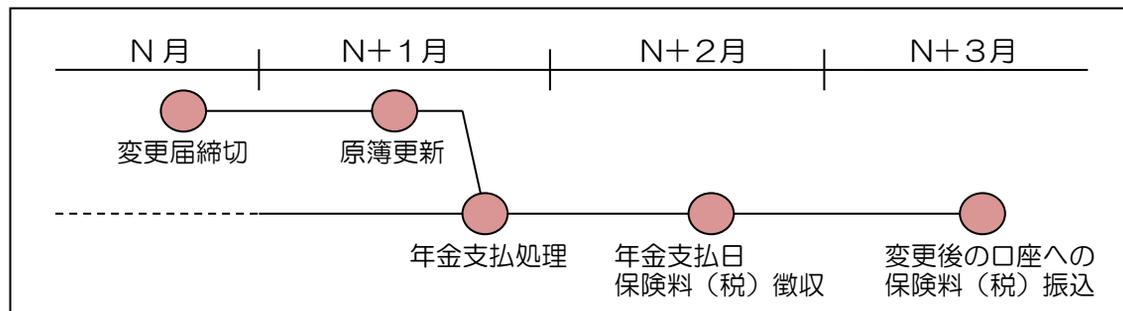
41-01	資格喪失等通知（死亡）
41-02	資格喪失等通知（転出）
41-03	資格喪失等通知（市町村の特別事情）
41-04	資格喪失等通知（適用除外）

特に「転出」による資格喪失を誤って「死亡」と通知されているケースやシステム上の初期設定値であるということで「死亡」と通知されているケースが多く見受けられますので、資格喪失通知を作成する際は喪失事由をご確認の上、作成してください。

「振込先金融機関変更届」の口座変更スケジュールについて

特別徴収した保険料（税）についての、振込先金融機関の口座名義人が変更になった場合は、「振込先金融機関変更届」の提出が必要になります。「振込先金融機関変更届」をご提出していただいてから、概ね3ヶ月後に、変更後の口座への振込が開始されます。

なお、個人名を含んだ口座名義（例：会計管理者〇〇 △△）は、変更届の不備等により振込不能となる恐れがあるため、極力個人名を含まない口座名義（例：会計管理者）とされることをお勧めします。



届書様式及び詳細は、日本年金機構ホームページのトップページから『年金Q&A』→『年金の受給』→『全てに共通する制度』→『年金からの介護保険料などの徴収』をクリックして、ご確認くださいませよう、お願いいたします。

介護保険料等特別徴収にかかる情報交換に関する市区町村様からのお問合せ先



日本年金機構 年金給付部 給付業務調整室 給付業務調整グループ 03-5344-1100（代表）
※年金受給権者からのお問合せ先は、お近くの年金事務所または年金ダイヤル（0570-05-1165）をご案内願います。

日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）に、特別徴収に関するQ&Aを掲載しています。
年金受給者の方がインターネットをご利用可能であれば、ぜひご案内ください。
トップページ⇒上部メニュー「年金Q&A」⇒「年金の受給」⇒「全てに共通する制度」⇒「年金からの介護保険料などの徴収」

マイナンバーを活用した情報連携による事務処理の試行運用を行っています (刷新プロジェクト推進室)

- 年金関係のマイナンバーを活用した情報連携については、平成31年4月15日を連携開始日として、日本年金機構（以下「機構」という）から地方公共団体等への情報照会の試行運用を開始しました。
- 試行運用については、以下の観点から実施しています。
 - ・ 情報連携により取得する情報の正確性の確認
 - ・ 情報連携にかかる事務の処理を行う者（機構職員）の業務の習熟
- 試行運用期間中においては、届書などの提出時に引き続き添付書類などを求めたうえで、機構において情報連携も併せて実施し、添付書類などの情報と突合せを行います。
- 試行運用期間中の市区町村における国民年金事務は、変更ありません。
- 機構から地方公共団体等への情報照会の本格運用は、一定期間の試行運用の実施後、順次移行する予定としており、具体的な移行日時、対象手続等は、試行運用の状況等を踏まえて決定することになります。

試行運用・本格運用スケジュール

I. 国民年金関係業務（国民年金保険料免除、納付猶予申請書など）

拠点	取得情報	スケジュール
事務センター	①住民票 ②地方税 ③雇用保険	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">31.4</div> </div>

II. 年金給付関係業務（年金請求書の審査など）

拠点	取得情報	スケジュール
年金事務所	①住民票 ②地方税 ③雇用保険 ④労働者災害補償 ⑤地方公務員災害補償	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">31.4</div> </div>

III. 年金生活者支援給付金関係業務（給付金請求書の審査など）

拠点	取得情報	スケジュール
年金事務所	①住民票 ②地方税	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">31.6</div> </div>

市区町村国民年金事業功績 厚生労働大臣表彰



平成31年4月20日に平成31年度市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰が行われました。

この表彰は、国民年金事業に対する功績が特に顕著であって、他の模範と認められる市区町村に対し、厚生労働大臣表彰を行い、その功績を称え労苦に報いるとともに、あわせて国民年金事業の発展に寄与することを目的とするもので、平成29年度から始まったものです。

今年度の被表彰者は、**埼玉県川口市**、**三重県松阪市**、**島根県益田市**、**岡山県高梁市**、**鹿児島県指宿市**の5市となりました。

受賞された自治体のみなさま、おめでとうございます！

～表彰式の様子～

1. 埼玉県川口市 (左上)
2. 三重県松阪市 (左下)
3. 島根県益田市 (右上)
4. 岡山県高梁市 (右中央)
5. 鹿児島県指宿市 (右下)



以下、表彰された市区町村の取り組みをご紹介します。

【表彰市区町村の主な取り組み】

市区町村	取り組み
川口市 (埼玉県) 納付率 55.2%	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人向けに税と年金の講習会を毎年開催し、適正な適用及び納付・免除手続きを勧奨。(川口市の在留外国人総数は全国3位) ● 受給資格期間が短縮された際には、受給もれ防止のため、福祉事務所と連携し、積極的に該当者への勧奨・請求書の回収を実施。
松阪市 (三重県) 納付率 72.1%	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金事務所と連携して、市民に対する出前講座だけでなく、生活保護担当課への年金研修を定期的実施する等、市役所内外で年金制度・手続きへの理解を深める取組を実施。 ● 国民年金以外の窓口を訪れた方に対する年金相談予約制度の確実な案内や市内7万世帯への周知チラシの回覧・配布を通じて、年金相談予約制度の普及に協力。
益田市 (島根県) 納付率 82.1%	<ul style="list-style-type: none"> ● 窓口でのワンストップ手続きの体制が構築されており、死亡手続き時には遺族年金等の各種請求の案内や説明・厚生年金の未支給請求書の受付等を積極的に実施。 ● 市の広報誌へ毎月「国民年金だより」を掲載。また、毎月2回出張年金相談を実施。
高梁市 (岡山県) 納付率 84.4%	<ul style="list-style-type: none"> ● 窓口における前納、口座振替の獲得、免除勧奨を積極的に行っており、豪雨災害による納付督促の中断にもかかわらず、高い納付率を維持。(対前年同月比+2.88%：12月末現在) ● 毎月ケーブルテレビ(加入率75%)による年金制度及び年金相談予約制度の広報を1日3回1週間連続で放送。 ● 管轄の高梁年金事務所のH29'現年度納付率は全国第3位
指宿市 (鹿児島県) 納付率 72.3%	<ul style="list-style-type: none"> ● 免除勧奨通知の開封率向上のため、年金事務所と連携して、市の封筒を活用した免除勧奨を実施。前年度比1.5倍の免除を獲得。 ● 市内の県立高校等(3校)に「わたしと年金」のエッセイを配布し、ホームルーム等で周知。



▲謝辞を述べられる高梁市の三上部長

▼被表彰市区町村の皆様(後列は管轄年金事務所長)





年金について知りたいことがすぐに探せる 「年金ポータル」をご利用ください！

年金ポータルは、年金に関する情報をインターネット上で容易に見つけられるために、厚生労働省が作成したポータルサイトです。

このポータルサイトでは自分の日常生活の中のシーンに合わせたテーマや、年金制度の基本的な仕組みについて、さまざまな関係機関のホームページから情報を探すことができます。

専門用語をできるだけ使わずに、図やイラストによる解説でシンプルに説明しており、年金について知りたいことがすぐに探せる「入口」としてご利用いただけます。

年金ポータルへのURLアドレスは、次のとおりです。
URL www.mhlw.go.jp/nenkinportal/



年金について知りたいことがすぐに探せる

わたしとみんなの年金ポータル

あなたを知りたい年金のこと、僕が案内します。

第一章 わたしの年金
——
ライフイベントに照らし合わせてみる

第二章 みんなの年金
——
わたしたちが加入している年金について知る

PICK UP 1
年金についてご相談したい方はこちら

PICK UP 2
加入記録の確認や年金の見込額が試算できるねんきんネットはこちら

【お願い】 各市町村ホームページと年金ポータルのリンクのお願い
各市町村の国民年金に関するホームページとのリンクしていただける場合には、専用バナーを提供しますので、年金局総務課企画係までお問い合わせください。
連絡先：03-5253-1111（内線3316）

地域の独自情報

編集後記

帰省の度に新幹線を利用する筆者ですが、この連休は特に大混雑でした。事前の乗車予約が欠かせない新幹線ですが、車両によって座席数が大幅に違うみたいですね。例えば「のぞみ」の場合だと、1号車…65席、2号車…100席、3号車…85席だそう。（1号車が少ないのは運転席があるからです。）予約の際に、参考にしてみたいでしょうか？

さて「かけはし」は、これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。